

保 発 0918 第 9 号
令和 7 年 9 月 18 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長

殿

厚生労働省保険局長
〔 公 印 省 略 〕

保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する
厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件の告示について

保険医療機関及び保険医療養担当規則第三条第一項第四号等に規定する厚生
労働大臣が定める方法の一部を改正する件(令和 7 年厚生労働省告示第 245 号)
が、本日別添のとおり告示され、本年 9 月 19 日に適用される。

改正の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町
村、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏
なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

今般、スマートフォンでのマイナ保険証の利用が開始されることに伴い、当
該方法により資格確認が実施できなかった場合の資格確認方法について定め
る。

第2 改正の内容

保険医療機関等が患者から療養の給付を受けることを求められた場合に、当該患者が療養の給付を受ける資格があることを確認する方法について、スマートフォンでのマイナ保険証利用により資格確認が実施できなかった場合には、その場で、患者の提示するスマートフォンを用いて、マイナポータルを通じて取得した当該被保険者の保険資格に係る情報により確認することを新たな資格確認方法として追加する。

第3 適用期日

令和7年9月19日から適用する。